第82回(令和4年度第1回)さいたま市男女共同参画推進協議会会議録

- 1 日 時 令和4年5月20日(金)10時00分~12時20分
- 2 会場 ときわ会館5階 小ホール
- 3 出席者 【委 員】田代会長、堀川委員、飯島委員、植村委員、江成委員、角谷 委員、山﨑委員、岩見委員、松岡委員、荒井委員、丸屋委員

【事務局】新藤人権政策・男女共同参画課長

蓜島男女共同参画推進センター所長、山口男女共同参画相談 室副参事、沼田主査、播磨主任

5 会議の詳細

委嘱状の交付	清水市長より委嘱状の交付を行った。
第5次さいたま市男	清水市長より第5次さいたま市男女共同参画のまちづ
女共同参画のまちづ くりに関する基本計	くりに関する基本計画についての諮問を行った。
画についての諮問	(市長退室)
1 開 会	第82回(令和4年度第1回)さいたま市男女共同参画
	推進協議会を開会
定足数の確認	(事務局)
	本協議会委員総数13名のうち11名の出席により、本協議会規則第3条第2項に規定する「委員の過半数」を満
	たしていることを確認した。
傍聴者の確認	本会議の傍聴者はいないことを確認した。
2 委員及び職員の	委員の紹介及び職員の紹介を行った。
紹介	
3 会長の選出	協議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、
	会長の選出を行った結果、田代委員が会長に選出された。 田代委員の承諾により会長に決定する。

会長あいさつ

(田代会長)

ご推薦、ご承認いただきましてありがとうございます。 何期かにわたって会長を務めさせていただいていますが、 これまでも、この協議会は皆様がざっくばらんに思いつい たことを発言することで発展的だったのではないかと思 います。先ほどの自己紹介の中で、私は大学でダイバーシ ティ推進に関わっていると言いましたが、この協議会でも 多様な視点から、男女共同参画の課題の解決のために何が 必要なのかということを議論してきたと思います。

新しく委員になられた方も様々な背景をお持ちで、色々な情報をお持ちであると、先ほどの自己紹介からとてもよくわかりました。皆様、それぞれの組織や、これまでの経験の中から色々とご意見をいただければと思います。また同時に、親としてなど、市民的な感覚で思いついたことも色々とこの協議会で共有していただければと思います。

意見を出しやすい雰囲気づくりが私の役割だと思っていますので、是非とも遠慮なくご意見をいただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。

4 会長職務代理者 の選出

会長より飯島委員が指名され、飯島委員の承諾により会 長職務代理者に決定する。

(市民局長退席)

資料の確認

配布資料について過不足がないか確認を行った。

5 議題

(事務局)

(1)協議事項

これより議題に入る。本協議会規則第3条の規定により、議長を田代会長にお願いしたい。

(田代会長)

協議事項①「令和4年度外部評価について」事務局から 説明をお願いしたい。

①令和4年度外部評価について

(事務局)

資料1-1~資料1-8により「令和4年度外部評価について」説明。

(田代会長)

本日の協議会でヒアリング事業を決定するということ か。

(事務局)

ヒアリング事業及びヒアリング項目についても決定していただきたい。事務局としては今回出された質問項目は時間が許せば全てヒアリング事項とできるのではないかと考えている。追加や削除があればご意見いただきたい。

(田代会長)

ヒアリングの時間が全体で60分程度と説明があったが、 今回の外部評価対象事業は5事業と少ないため、時間的な 制約でヒアリング事業を限定する必要はないということ か。

(事務局)

そう考える。

(田代会長)

外部評価の流れなど、まず全体的なことで何か質問はあるか。

(松岡委員)

外部評価の年度計画で令和2年度から令和6年度まであり、今年度は重点実行1に係る事業を対象とするということだが、この重点事項1については基本計画の中での番号か。

(田代会長)

基本計画の中での順番であり、外部評価を行う順番とは 別である。年度計画の順番については、事業の推進に時間 を要するもの、各事業間で関連のあるものなどを考慮し、 各年度に割り振っているものである。事務局相違ないか。

(事務局)

相違ない。

(松岡委員)

ここでの質問事項をまとめて、いずれ事業として採択するのか。

(事務局)

事業として採択するというものではなく、令和3年度に 実施された事業について、外部評価の中で、改善点等を委 員の皆様からご意見いただくものである

(松岡委員)

事業をよりよくするために実施するということか。

(事務局)

そうである。

(田代会長)

全体的なことで、他に質問はあるか。

無いようなので、具体的なヒアリングの内容の協議に移 行する。

個人的には、今回は事業が少なく、また質問もしっかりと各事業について出されているため、全てヒアリング事業、ヒアリング項目とすれば良いと考えているが、質問の追加や除外についてご意見があればお願いしたい。

まず、資料1-5の事業番号6「学校における人権教育の推進」について意見をお願いする。

(角谷委員)

弁護士会では学校からの講師派遣依頼を受け、要望に応じた内容の話をさせていただいている。内容により弁護士会の各委員会に割り振られるのだが、男女共同参画や性に

関する派遣依頼は少ないと感じている。人権全般の内容については派遣依頼も多いが、男女共同参画に限ると少なく、学校側が積極的ではないのかなという印象を受けている。

生徒向けの内容が多くなっているが、教職員の正しい理解のため、教職員を対象として研修をする必要がかなりあると感じている。例えばLGBTQに関して言えば、どこにでもいるということを伝えたかったのだと思うのだが、このクラスにも何人かいる計算になるというような発言をしたことで、誰がそうなのかと探し始めてしまうといった問題も起きているようである。これらを踏まえ、教職員を対象とした内容にもう少し主眼を置いていただくのも良いのかなと個人的には思っている。

(田代会長)

貴重な意見のため、ヒアリング事項に反映した方が良い。学校における人権教育を推進するためには教職員の理解、学習研修も必要だと思うが、それはどうなっているかと質問しても良いのではないか。また、弁護士会への講師派遣依頼について、男女共同参画に関する内容は感覚的に少ないようだが、どのくらい依頼があるかという質問も良いのではないか。

(松岡委員)

4番目の質問でデジタルの作成物はあるか伺いたいと 書いたが、3番の質問でもあるようにオンラインやオンデ マンドという手法も捉えているかについても伺いたい。

(田代会長)

3番目の項目も含め、所管課への回答をいただく。

(山﨑委員)

昨年度、ヒアリングに参加させていただいたが、ヒアリング項目と所管課の回答がかみ合っていないことが多い。 この何行かの質問でこちらが質問したい内容が伝わっていないと、期待した答えが返ってこない。しかし、きちん と趣旨を伝えようとすると時間的に難しくなってしまう。 そのため、ヒアリングは意見を述べる場ではなく、外部評価のために必要な事項について質問すると割り切って、質問の趣旨が伝わりやすい質問をしていただいた方が良いのではないか。

(角谷委員)

弁護士と裁判所で協議するときなどは、質問事項と別に、質問事項の趣旨を記載しており、回答がかみ合わないということを回避している。今回できるかわからないが、趣旨を踏まえて簡潔かつ何を訊かれているかわかりやすい質問事項に直していくというのも良いのかなと思う。

(田代会長)

所管課に対して、質問に対する答えを簡潔に説明するよう指示していくと良いと思う。

(事務局)

ヒアリング時は、所管課の説明から始まるのではなく、 所管課からの文書での回答に対して、追加で質問したい内 容について委員から質問いただくという形式で進行する。

(田代会長)

他に何かあるか。

(飯島委員)

ヒアリングについては、外部評価に必要な事項を質問する場であり、事業についてなんでも質問をする場ではないため、かみ合わない部分は、評価の際に数値や自由記述の内容に反映いただくのが良いと考える。ヒアリングの場で少しやりとりをさせていただく中で、評価できる点があれば良い評価となるし、かみ合わない場合は課題への理解が低いということで評価を低くすることが多くなるのかなと思う。

(田代会長)

時間も限られているため、ここからは、1事業ずつでは なく事業を限定せずに意見をお願いする。

(荒井委員)

事業番号 40 番『さいたま市中学校職場体験事業「未来 (みら) くるワーク体験」』の事業についてだが、数値目標で「仕事をすることは人の役に立つことだと思うと回答した生徒の割合」を目標指標としているが、どのような指標が考えられる中で、なぜ、この指標が設定されているのか。計画の策定の際に協議がなされて設定されたものなのか、それとも事業所管課が設定したものなのか。

(事務局)

現行計画の策定する際に、事業所管課で設定したもので、協議会で協議して設定したものではない。

(荒井委員)

事業所管課で細かい部分を設定しているのであれば、どのような指標が考えられる中で、なぜ、この指標が設定されているのかについて伺いたい。

(田代会長)

そもそもその目標の設定で良いのかどうかという点も 評価として述べていく必要がある。事業の目的と目標が合 致しているかどうかという事にも関わるため、今の事項に ついてもヒアリング事項に含めていただきたい。

(江成委員)

同じく、事業番号 40 番の事業について、子どもの体験 したことを切り離さずに、家庭で親が子どもの変化を見た り、子どもが体験したことを実践するなど、総括的な教育 を、事業番号 42 番の「家庭教育、子育てセミナー等の開 催」等と連動して行っているのかという点についても伺い たい。

(田代会長)

今の事項についても、ヒアリング事項に含めていただき たい。

(荒井委員)

労働局では労働法セミナーを実施している。雇用環境・ 均等室では大学生を中心に、職業安定部では高校生を中心 に労働法関係の説明をさせていただいている。労働法自体 について知ることで、法律で守られているという事や、相 談場所がわかり、少し安心できるということがあると思う ため、キャリア教育等の中で労働法についての内容をどの ように扱っているか伺いたい。

(田代会長)

労働法と言うと狭く捉える人が多いが、働く人の権利など、男女共同参画や人権に係ることのため、例えば事業番号39番の「キャリア教育の推進」とか事業番号40番の『さいたま市中学校職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」』の中で労働法に関する内容を扱っているかどうかヒアリング項目に含めるのはどうか。

(角谷委員)

弁護士会からの労働法関連での講師派遣は、大学や高校への派遣が多い。小・中学生には内容が難しいというイメージがあると思うが、そこはどの程度の内容を扱うかという問題のため、もう少し小さい頃から学ぶ機会があっても良いと思う。そのため、労働法についての内容を扱っている場合に、それが小学校なのか高校からなのかといった点についても併せて伺いたい。

(岩見委員)

私は今、色々と中小企業と関わっているが、入社した社員の親へ挨拶に行くという現状があると聞く。子どもの自立を考えたときにそれで良いのかと疑問もある。そのため、働く人の権利を知っておくことは凄く大事だと思う。

(江成委員)

ヤングケアラーの問題が話題になることがあるが、子どもの権利として全てケアを切り離してしまうと、子どもが手伝いをして、人の役に立つという過程で一番得られる自己肯定感が育たないという面もあると思う。先日、議員に行政に足りないものは何かと訊かれ、見極め力であると答えた。子どもの権利としてやらせた方が良いことと、絶対にやらせてはいけないことの見極めが必要である。学校の教育でいえば教師がどれだけそういったことを見極める力を持っているかが重要だと思う。親の教育にしても学校の教育にしても指導する人の見極め力というものをどのように考えているかはいつも気になっている。

(田代会長)

ヒアリング事項について協議会後に追加可能か。

(事務局)

協議会後に、事業所管課へヒアリング事項への文書による回答依頼をする都合上、あまり期間をもって追加の項目を受けつけることはできないため、できればこの協議会の場で決定いただきたい。

(松岡委員)

事業の取組状況の中にある数値目標 No というのは何を 意味するのか。

(事務局)

現行計画では 69 項目の数値目標を設定しており、その 通し番号である。会議の資料としてお配りしていないが、 計画の 83 ページに数値目標を一覧として掲載している。

(飯島委員)

数値目標について、今回外部評価の対象事業となっているものだけを見ても、適切な指標であるかどうか疑わしい気もする。数値目標の設定はとても難しく、講座であったら満足度がいいのか、参加人数がいいのか等様々である。

次期計画の策定の際に、数値目標の妥当性についても協議会で協議することができるのか。

(事務局)

数値目標について事業所管課で設定をしていただくことになるが、その際、協議会で目標値の妥当性を確認するという機会は設けていない。

(飯島委員)

目標値の妥当性について意見をいう機会もないのか。

(山﨑委員)

まさに、外部評価の際に、目標値の設定についても指摘 していくこととなるのではないか。そうすることで、次期 計画の策定の際に所管課が指摘事項に留意して目標値の 設定を行うことに繋がるのではないか。

(田代会長)

次期計画の策定の際は、数値目標の妥当性についても重要な課題となるのではないか。

(事務局)

次期計画の策定に向けた提言書の中で、そういった意見 も提言として盛り込んでいただくことは可能と考える。

(田代会長)

他に何かあるか。

無いようなので、協議事項②第5次さいたま市男女共同参 画のまちづくりプランの策定について事務局より説明をお 願いする。

②第5次さいたま市 男女共同参画のまち づくりプランの策定 について

(事務局)

資料2-1~資料2-9により現行計画の概要及び次期 計画策定の方向性案等について説明し、

資料2-3のとおり次期基本計画策定スケジュールとしてよいか、意見書様式について資料2-4のとおりとして

よいか、提言書の作成方法として委員意見方式としてよいかについてご協議いただきたい旨説明した。

(田代会長)

策定スケジュール、意見書様式について資料のとおりと して良いかということと、提言書の作成方法として委員意 見方式として良いかということだが、意見・質問等はある か。

(松岡委員)

諮問をいただいて、答申するのが来年の3月、その後、 市民の意見を伺って最終的なものとするという流れとい うことで良いか。

(事務局)

そうである。パブリックコメントについては来年度の1 0月に予定している。

(松岡委員)

現行計画と主に違う点は、DV 防止基本計画を包含するという点か。

(事務局)

内容についてはこれから、ご意見いただきながら作っていくこととなるが、計画の位置付けとして DV 防止基本計画も包含する点が大きく異なる点である。内容については、現行の計画や、先ほどご説明した社会情勢の変化等を反映させた内容としていきたいと考えている。

(田代会長)

現行計画策定の際も委員の意見を反映して色々と変わった点もあるため、是非色々と意見を出していただきたい。

(堀川委員)

数値目標の設定について、どのように設定されているのかという点について伺いたい。また、意見書の中の項目「4数値目標の設定」については、具体的にどのような内容を意見として記載するものか。例えば、具体的な数値について何%が良いというようなことを記載するものなのか。

(事務局)

具体的な目標値の設定については、協議会で意見をいただいて設定しているのではなく、事業所管課で設定しているものである。意見書の数値目標の設定の項目欄に記載いただく内容については、基本的には具体的な数値というよりは数値目標の設定にあたって留意する点や方向性についてご意見をいただきたいと考えている。もちろん、こういった数値目標を設定した方が良いのではないかという点等含め、幅広くご意見いただければと考えるが、提言書に落とし込む内容としては、数値目標の設定にあたって留意する点や方向性等としているのが現状である。

(堀川委員)

協議事項1の外部評価の協議の中で出てきた数値目標 の妥当性というのもこの意見書で記載すれば良いか。

(事務局)

そういった部分についても考え方をご意見としていた だければと考える。

(田代会長)

ある程度の根拠があれば、具体的な数値を提案しても良いのか。

(事務局)

男女共同参画の視点からするとこういった指標や数値であるべきといった意見や、目標の設定にあたり参考となるデータ等のアドバイスがあると所管も目標値について検討しやすいと考えるため、その様な点もご意見いただけ

ればと考える。

(松岡委員)

数値目標について、計画には5年間の計画の最終年度に おける目標値が記載されていると思うが、本来は、最終的 な目標はこうであるが、当面の目標としては事情があって こうであるというような説明があると良いと思うが、その ような記載は難しいか。

(事務局)

事業所管課も、目標設定の際には、最終的な目標も踏ま えた上で、期間内に達成すべき目標値を設定することとな る。そのため、最終的に目指す目標値などもご意見の中で いただければと考える。

(田代会長)

一般的には、公的な数値目標の設定の際は、その目標値 の妥当性について示すと思うが、それをどこまでオープン にするかといったときに、計画に記載することやホームペ ージ等で公開するというのは難しいのではないかと考え る。

目標値の妥当性について議論する機会についての有無はどうか。

(山﨑委員)

目標値の妥当性について協議会で議論するのはタイム スケジュール上難しいのではないか。事業所管課も目標値 の設定の際にはきちんと理由付けをしたうえで目標値を 設定していると思う。

(事務局)

全ての事業について目標値の妥当性について議論する ことは難しいと考える。目標値の設定について疑問が残る 場合、事務局で事業所管課に対して確認し、お答えさせて いただくことは可能であると考える。

(田代会長)

提言書を尊重した形で計画の素案が作られ、素案の段階には数値目標も含まれている。そして、その素案について検討する場は協議会にあるということなので、その際には、数値目標の妥当性についても議論できるのではないか。

(事務局)

令和5年度の第88回、89回の協議会において素案、計画案についてご意見をいただく場となるため、その際、数値目標の妥当性についてもご意見いただくことは可能であると考える。

(江成委員)

資料2-1に現行計画の主な数値目標が記載されているが、何を解決しようとしてこの目標値を設定しているのかがわからないものもある。なぜこの目標値としたのかというストーリーが見えないと、達成されても何も解決されないということが起こると思う。せっかく協議会で集まって議論して策定していくのにそれではもったいないと思う。

(田代会長)

その様な点も含め、意見書に記載していただくと良いと思う。数値目標で評価するということ自体に難しい面もある。私は教育関係者なので教育の話となるが、教育の効果は数字だけで測れるものばかりではない。ほかにも数値で測れないものはたくさんある。本質的な問題が数値では測れない部分がある中、見える化という名の下、上から求められて県も市も数値目標を設定しているという状況があり、意味のある数値目標を設定できていないということもあると思う。

(江成委員)

企業もそうだが、会社が考えていることを働いている人

に伝える際に、中間管理職を通すと、上の考えていることが伝わらず、文句がでる。同様に考えると、目標値の設定について市民に納得してもらうためには、どこまで説明するのかということは必要な視点であると思う。

(角谷委員)

目標値は項目ごとにばらばらに決めるのではなく、連動しないといけないと考える。例えば、消防団員の女性をただ単純に増やしても、引き続き家庭のことはそれまでと変わらずやっているというのでは意味がない。その辺りの相互関係も考えて目標値を設定しないといけないと考えるが、どの程度考慮されているか、数値目標を見ただけではわからないというところはあると思う。

(田代会長)

現行計画をご覧になっていただけると、数値目標がどのようなことに位置づいているかもわかると思うので、それを踏まえて、色々とご意見を記載いただければと思う。

(田代会長)

他に何かあるか。

無いようなので、意見書の様式について、かなり自由度 もある様式のため、様式案のとおりとして、ご意見を記載 いただければと思う。

それでは、報告事項に移る。報告事項①令和3年度の事業 実績について事務局より説明をお願いする。

(2) 報告事項

- ①令和3年度の事業 実績について
- ・審議会等委員への女性の登用促進状況及び市民公募の実施状況について

(事務局)

報告事項①「令和3年度の事業実績について」

実績について ・資料3により審議会等委員への女性の登用促進状況及び ・審議会等委員への女 市民公募の実施状況について 報告 · 令和 3 年度男女共同 業概要について

・資料4により令和3年度男女共同参画推進センター事業 参画推進センター事 | 概要について 報告

(田代会長)

今の報告について質問はあるか。

報告事項①の審議会等委員への女性の登用促進状況の 女性のいない審議会について、それぞれ委員総数が何人い るなかで女性が0名なのか。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は総数6名、 感染症診査協議会は総数5名、指定難病審査会は総数7 名、都市計画事業指扇土地区画整理審議会は総数 10 名、 教育行政点検評価委員会は総数3名である。

他に何かあるか。

無いようなので、続いて、報告事項②令和4年度の事業 概要について事務局から説明をお願いする。

②令和4年度の事業 概要について

(事務局)

・資料5により、令和4年度人権政策・男女共同参画課の 事業と予算(男女共同参画関連)について 報告

(田代会長)

今の報告について質問はあるか。

無いようなので、報告事項③その他について事務局から 説明をお願いする。

③その他

(事務局)

協議事項③「その他について」

- ・ 令和 3 年度版男女共同参画年次報告書について
- ・男女共同参画社会情報誌You&Me~夢~vol. 42 について

- ・パートナーシップさいたま広報誌「鐘の音」vol47
- ・男女共同参画推進センター主催講座チラシ
- ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」 について 報告・説明

(田代会長)

今の報告・説明についてご質問等があればお願いしたい.

無いようなので、以上で全ての議題を終了する。事務局 へお返しする。

(事務局)

次回の協議会の開催について説明

令和4年7月11日14時00分から、さいたま市役所 本庁舎特別会議室にて開催予定

6 閉 会

これをもって、協議会を閉会する。